

件名	愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>基金設置の目的となる事業を拡大するための改正（平成 22 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び平成 22 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を原資）</p> <p>事業拡大による基金設置目的の改正（下線部） （設置）</p> <p>第 1 条 地域密着型介護老人福祉施設等の整備、<u>特別養護老人ホーム等の消防の用に供する設備の整備及び地域の日常的な支え合い活動の体制づくりの促進を図るために要する経費の財源に充てるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 既存事業の概要（一部事業は拡充） 介護基盤の緊急整備特別対策事業 特別養護老人ホーム等の施設整備に対する補助 <u>（拡充）補助単価の増額</u> 介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る市町追加補助事業 施設整備に対する補助に併せて市町が追加補助する場合の補助 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業 既存の特別養護老人ホーム等のスプリンクラー設備の整備に対する補助 <u>（拡充）</u> ・補助対象施設に認知症高齢者グループホーム等を追加 ・認知症高齢者グループホームに限り、補助対象事業に自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備を追加</p> <p>2 新たな事業の概要 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業 ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 耐震改修等の防災補強改修等に対する補助 ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業 既存施設のユニット化改修に対する補助 地域支え合い体制づくり事業 ・地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業 新規事業の立ち上げや連携体制の構築等に対する補助 ・地域活動の拠点整備 拠点整備に必要な初度経費に対する補助 ・人材育成 日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要な経費に対する補助</p> <p>3 基金積立額 平成 21 年度積立額 約 53.2 億円 平成 22 年度積立額（見込み）約 13.5 億円</p>	